

天間製紙労働組合の労働債権の確保について

2004年7月31日

神田 健夫

1 増加する破産、任意整理

最初にテーマの結論を述べます。

労働組合や労働者として大事なことは、勤めている企業の実態を調査し、問題点をきちんと把握すべきです。そのためには、普段から企業の資料を集め、分析して危機を防ぐ必要があります。企業を分析し問題がなければ、労働条件の改善につなげることができ、問題事項があれば経営者に交渉を求めていくことです。特に、会社の実態が思わしくない場合は、倒産や破産に備えて対応策を準備することです。

確かに企業倒産は減っています。2003年度の全国企業倒産は前年度比16.6%減の15,790件でした。しかし、事業の継続を断念する「破産」は5,350件と過去最高を記録しました。再建型の「会社更生法」や「和議」は減っていますが、清算型の「破産」や「任意整理」は増加しているのが現状です。天間製紙のような破産は、労働者が明日から職を失います。

2 天間製紙（株）の概要

別紙 天間製紙（株）データメモを参照

3 会社の破産理由

破産申立書の破産に至った経過（１）～（６）項目記載されていますが、

（１） 平成2年放漫経営が発覚し、会社の再スタートを切った

（２） 景気低迷、原料高、15年10月製品値上げが失敗

とその他の理由も抽象的です。

具体的な理由として、破産申立書の財務状況（５）で、「会社はいまだ支払停止前の状態にあるが、平成16年3月31日、及び同年4月1日に到来する振出手形約4億円の満期日に不渡り事故が発生するのが間違いない」と記述し、これを理由に3月16日の取締役会で破産申立を決定したとしています。この点については後で述べます。

4 破産時の労使関係

労働協約（雇用に関する協定・平成12年12月20日締結）では、「会社は、組合員の諸労働条件を変更する時は、事前に組合と協議し、労使合意の上でこれを実施する」さらに、「会社は、組合員の雇用に関わる経営上の重要な変更をおこなおうとする時は、事前に組合と協議して行うものとする」との協定を結んでいるのですが、組合と全く協議していません。

企業内容については、営業報告書(15 年 3 月期)の中で、「売上減は天間工場の閉鎖による。経常利益は長沢工場・東京工場共本来の努力目標に努めた結果、若干プラス 1, 000 万円なり、当期利益は子会社株式の売却もあり 2 億 8100 万円を計上することができました」と記載されています。

売上高は、14 年 3 月期と 15 年 3 月期を比較すると、93 億から 79 億へと減少していますが、原因は前記のように工場閉鎖です。しかし、営業利益は 14 年 3 月期が 1 億 900 万円、15 年 3 月期は 1 億 3, 300 万円。経常利益は 14 年 3 月期が 200 万円、15 年 3 月期は 1, 000 万円と増えている。税引前当期利益は、14 年 3 月期が 200 万円であったが、15 年 3 月期は特別利益で 2 億 8, 300 万円となっています。その結果、自己資本比率は 14 年 3 月期 3, 0% から 15 年 3 月期 7, 3% と大幅に改善されています。借入金残高も 14 年 3 月期 43 億円、15 年 3 月期 40 億円と 3 億円返済している。以上のように、決算書を見るかぎり、業績は改善されてきています。

また、ホームページに採用募集(求人情報)を出しており、驚くことには 3 月 16 日に取締役会で破産申立を決定したとしていながら、会社は 3 月 18 日には団体交渉の席上で 1 人平均 2, 048 円の賃上げ回答を組合に提示しています。

このような状況下で、労働組合、労働者は破産申立を知って、あまりの突然さに驚きました。これが当時の労使関係の実態です。

5 疑問ある経営者と金融機関の態度

会社は 15 年 9 月 30 日に静岡銀行と 2 億円手形貸付の担保として、集合動産譲渡担保契約を締結しています。これは簡単に言うと会社の所有している製品、在庫を全部静岡銀行に譲渡しますという契約です。金融機関の人に聞いても集合動産譲渡契約を知りません。この時点で、会社は経営継続を断念していたとも考えられます。

15 年 12 月 25 日には、天然ガスコージェネレーションシステム導入事業で第 2 回補助金が国庫、県費から 2 億 4 百万円、16 年 1 月 15 日に富士市から 23 百万円が支払われています。

16 年 2 月 4 日には、会社は静岡銀行・清水銀行・富士宮信金の金融機関から 3 億 3, 500 万円の融資(抵当権設定)を受けています。会社は平成 16 年 3 月 31 日、及び同年 4 月 1 日に到来する振出手形約 4 億円の満期日に決済できないとして、3 月 16 日に取締役会で破産申立を決議したと述べていますが、三金融機関揃って 3 月 24 日に破産申立するような会社に融資したのはどうしてなのか。銀行の債権保全・債権回収のための融資ではと思われます。

6 労働債権の確保(未払賃金・解雇予告手当・退職金)

労働債権は、退職金は 6 億円、解雇予告手当 8 千万円、未払賃金 200 万円です。この労働債権をどう確保するかが組合の最大の課題です。労働組合としては、会社の再建は主張していません。突然の破産、解雇に腹も立つが労働債権の支払を受ければよいとの組合の決定です。組合の存在を意識して、会社、破産管財人は破産申立書の配当の見通しの項目で、「従業員の解雇予告手当及び退職金は、その大半が決済可能のみこみである」と記載しています。しかし、

会社の債権回収が予定どおり進むかどうか、労働債権は大半の決済可能の文言では安心できません。組合は100%配当を求めて会社、破産管財人との交渉を重ねています。

第1回の債権者集会（7月7日）が開催され、破産管財人が「現在4億円近く回収されている。8億円あれば管財人の支払や税金を払っても労働債権（退職金等の優（賃金 解雇予告手当 会社都合による退職金）を配当できる」と組合に回答してきました。組合も労働債権を9月、10月までに全額中間配当されるのであればとの条件で、優先債権の労働債権以外の諸要求を取り下げました。組合の適切な対応により見通しは明るいですが、実際に配当されるまでは安心はできません。

7 仕事確保・労働債権確保のために

今回は、天間製紙の破産に対して、労働組合の存在、組合員の団結と組合役員のすばやい対応で労働債権を確保できる見通しができました。

企業の変化をつかむためには、常に会社の情報を集め、それを分析し、要求や政策を作ることが大事です。少なくとも1年に1度は会社の決算書を分析し、商業登記簿、不動産登記簿の閲覧は最低限必要です。そのためには、組合の中に経営分析の専門部や活動家をつくることです。

8 その後の経過

9月15日の第2回債権者集会で、静岡地裁富士支部宛の報告書が配布され、その中に「優先債権（労働債権682,722,665円）について、近日中に中間配当手続きをする予定である。配当率は100%である」と記載された。

次ページにデータメモがあります。

天間製紙（株）データメモ

1 商号 天間製紙株式会社 代表者 後藤 芳弘（60歳） 2 所在地 富士市天間280 電話 0545-71-2121 3 工場・従業員数 長沢工場 約 180人 東京工場・営業所 70人 天間工場 2002年に閉鎖 4 資本金 4億円 5 設立 昭和2年創業（本年度77年） 6 業種 製紙（白板紙・印刷加工） はがき、ファイル、靴箱 7 主な株主 丸紅 東京製紙 後藤芳弘 三井物産 住友商事等 計 240名 8 販売先 製 紙 （株）深山 七條紙商事（株） 印刷紙器 （株）深山 大昭和ピーディーエス 9 仕入先 パルプ 三井物産 丸紅 古 紙 松崎商事 旭商事 薬 品 オージー(株) 鈴与商事 10 業況 1990年(平成2年)放漫経営が発覚、代表交代（後藤誠→堀井）。資産の売却、経費削減等で借入金の圧縮を図り、再スタートしたが負の資産、脆弱な体質のまま推移。なお、平成12年に会社役員として静銀より近	11 紙パ産業 王子製紙、日本製紙の二大企業の独占化が進み、紙全体のシェアは上位10社で8割を占める（2002年）。 白板紙の分野では王子富士工場に世界最大級のマシンが稼動。最近では、新大阪板紙、万英製紙が倒産し、本年1月藤川製紙が破綻した。 12 破産関係 3月16日 取締役会で破産申立確認 3月24日 富士地裁に破産申立 3月26日 破産宣告、全員解雇 会社弁護士 河野 光男弁護士（静岡） 破産管財人 杉山 利朗弁護士（富士） 負債総額 68億4,000万円 金融機関 42億 一般債権 26億4,000万円 (内労働債権 約7億円) 債権者 460人 13 担保状況（平成12年8月調査） 極度額 92億1,700万円 内 静岡銀行 39,5億円 43% 三井信託 18,8億円 20% 14 *後藤芳弘社長は、創始者・故後藤忠男の娘の子息 *破産関連の日程 債権届出 5月14日 第1回債権者会議 7月7日 第2回債権者会議 9月15日 中間配当 15 労働組合 組合員 105人 委員長 一杉 隆宏 副委員長 堀水 利行 金森 芳治 書記長 植田 信玄
---	--

藤誠（12 万株）が就任した経過がある。	書記局 富士市入山瀬 556-2 電話 & F A X 0545-71-7631
-----------------------------	---